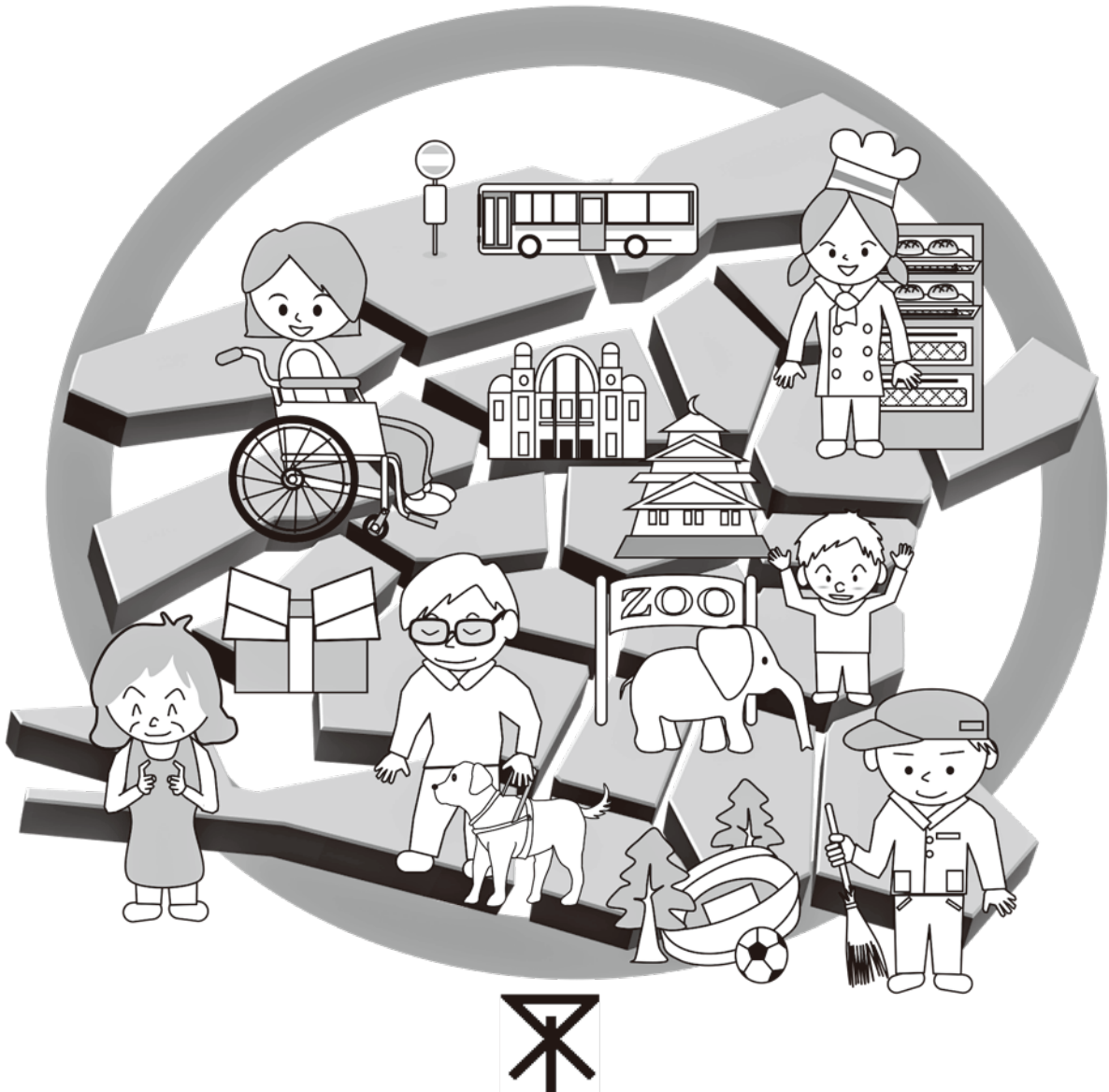


—障がいのある方へ—

福祉のあらし

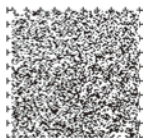
令和6年度版



大阪市福祉局

この冊子の各ページには網目模様の音声コード（Uni-Voice）がついております（表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります）。

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。



はじめに

このあらましは、大阪市内にお住まいの障がいのある方とその家族の方々などのために、制度や施設を紹介したものです。

記載は、令和6年度の内容を簡潔にまとめておりますので、詳しいことは、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

内容は、作成時点（令和6年9月現在）のものであり、変更される場合もありますので、ご了承ください。

【「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて】

大阪市においては、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、大阪市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することになりましたが、本資料につきまして、下記の項目につきましては引用等に関する混乱を避けるために、引き続き「害」について漢字で表記しています。

※ 引き続き「障害」と表記している項目

- ・ 法令、条例、規則、訓令等の例規文書
- ・ 団体名などの固有名詞
- ・ 医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・ 他の文書や法令等を引用する場合
- ・ その他漢字使用が適切と認められる場合

なお、組織名、事業名、建物名等について、校正・印刷のタイミングにずれが生じ本資料では漢字表記となっても、発行時にひらがな表記に変更となっている場合もありますのでご了承ください。

難病等を有する方へ

平成25年4月1日より「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）が施行されました。障がい者の定義に新たに難病等を有する方を追加し、障がい福祉サービス等の対象になりました。

【医療費の助成】

難病等を有する方は特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病医療支援事業など医療助成制度があります。

問い合わせ先： 各区保健福祉センター（所在地：裏表紙）

